

所沢市建設工事における

現場代理人、主任(監理)技術者、営業所の専任技術者の兼務一覧

R7.2.1-

○:兼務可 条件を満たせば兼務可 ×:兼務不可

		専任を必要としない工事( 1 )							専任を必要とする工事( 2 )							
		現場代理人	主任技術者	監理技術者	専任特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者	連絡員	現場代理人	主任技術者	監理技術者	専任特例監理技術者	監理技術者補佐	営業所の専任技術者	連絡員	
同一工事	現場代理人		○				×			○	○	×		×		
	主任技術者	○					3		○					11		
	監理技術者								○					11		
	専任特例監理技術者								×					×		
	監理技術者補佐													×		
	営業所の専任技術者	×	3						×	11	11	×	×			
別工事	専任を必要としない工事( 1 )	現場代理人	4, 6	4, 6					4, 5, 10	4, 5, 10	4, 5, 10	×	×		4, 5, 10, 12	
		主任技術者	4, 6	○					4, 5, 10	7又は8	8	×	×		×	
		監理技術者													×	
		専任特例監理技術者													×	
		監理技術者補佐													×	
		連絡員							4, 5, 10, 12	×	×	×	×		12	
	専任を必要とする工事( 2 )	現場代理人	4, 5, 10	4, 5, 10					4, 5, 10, 12	4, 5, 10	4, 5, 10	4, 5, 10	×	×		4, 5, 10, 12
		主任技術者	4, 5, 10	7又は8					×	4, 5, 10	7又は8	8	×	×		×
		監理技術者	4, 5, 10	8					×	4, 5, 10	8	8	×	×		×
		専任特例監理技術者	×	×					×	×	×	×	9	×		×
		監理技術者補佐	×	×					×	×	×	×	×	×		×
		連絡員	4, 5, 10, 12	×					12	4, 5, 10, 12	×	×	×	×		12

・「1」印の条件が複数ある場合は「又は」の条件の他は、全てを満たす必要があります。

・低入札価格調査の対象となった工事の現場代理人は、他工事の現場代理人又は主任技術者を兼務することはできません。

- 1 請負代金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)未満で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要としない工事のこと。
- 2 請負代金額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上で、主任(監理)技術者の配置に専任を必要とする工事のこと。
- 3 工事現場に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に、工事現場と営業所が近接し、常時連絡が取れる状態である場合。
- 4 現場代理人に就く工事が低入札価格調査の対象となっていないこと。
- 5 以下の(1)又は(2)に該当する場合

(1) 常駐を要しない期間。

(2) 以下の( )-( )のいずれかの条件を満たす場合。

**( ) 次の条件をすべて満たす2つの工事**

ア 所沢市(上下水道局、市民医療センター含む)、国又は地方公共団体発注の工事。

ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。

イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。

ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。

エ 主任技術者を専任で配置する必要のない工事(建設業法第26条第3項に該当しない工事)。

**( ) ( ) 以外の場合でも、次の条件をすべて満たす2つの工事**

ア 所沢市(上下水道局、市民医療センター含む)、国又は地方公共団体発注の工事。

ただし、国又は地方公共団体発注の工事については、当該工事の発注者が兼務を認めた場合に限る。

イ 発注時点において現場代理人の兼務が認められている工事、又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により兼務が認められた工事。

ウ 兼務する両工事が所沢市内において行われること。

エ 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」に基づき、両工事において同一の主任技術者の兼務が認められた工事。

又は「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。(専任特例1号)

**( ) 一方の工事は( )に該当し、他方の工事については( )に該当する2つの工事**

両工事において同一の監理技術者等の兼務が認められること。

- 6 兼務する工事が国又は地方公共団体発注で、両工事の現場が所沢市内で行われ、現場代理人に就く工事において発注時点又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」により現場代理人の兼務が認められた工事であること。
- 7 「所沢市建設工事における技術者の専任に関する取扱い」により、主任技術者の兼務が認められた工事。
- 8 「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第5条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。(専任特例1号)
- 9 「所沢市専任特例監理技術者等の配置に関する要領」第6条の要件により、監理技術者等の兼務が認められた工事。(専任特例2号)
- 10 兼務する両工事の監理技術者等が同一(=兼務)であること。
- 11 建設業法第26条の5に該当する場合
- 12 同一工事内での監理技術者等と連絡員の兼務は不可。